

令和2年4月からの変更点

デマンド交通の登録者同士で

同乗ができます

- ・同一世帯でなくても利用登録をしている人同士であれば、デマンド交通に同乗することが可能となります。

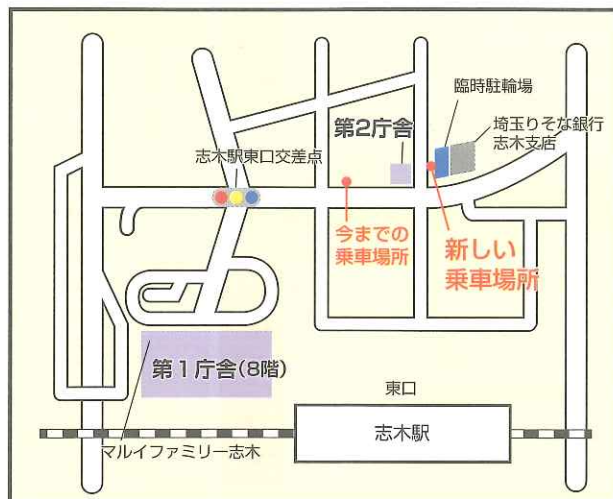
※ただし、同じ場所から乗車し、同じ場所で降車することが条件となります。途中立ち寄りや途中下車をすることはできません。

<複数人で利用する場合の注意点>

- ・自宅にデマンド交通を呼ぶ場合は、登録番号を伝えた方の自宅へ配車されます。
- ・事前連絡の際に乗車人数をお伝えください。
- ・乗車する際に、全員の利用登録証を確認しますので、忘れずにお持ちください。
- ・複数人で利用しても、1台の利用料金は変わりません。

志木駅東口の乗車場所が変わります

志木駅東口の乗車場所は、これまでは川島屋不動産前でしたが、交通量が多く、渋滞をまねくおそれがあるため、4月からは、埼玉りそな銀行前に変更します。



利用の方法

1 志木市デマンド交通の事前連絡のしかた



志木市デマンド交通をお願いします。登録番号〇番の志木花子です。
【自宅】から【A-10】の志木駅東口まで乗りたいのですが。

ポイント

あなたの利用登録証の登録番号と、
利用する乗降場番号を伝えます。



はい、間違いありません。

登録番号〇番の志木花子さんですね。
利用は【自宅】から【A-10：志木駅東口】までですね。
間違いありませんか？



分かりました。よろしくお願いします。

受け付けました。
利用時に利用登録証を運転手に見せてください。



2 利用時、タクシーの運転手とのやりとり



ポイント
利用登録証
を見せます。

【乗る時】
登録番号〇番の志木花子さんですか。
利用登録証を確認させてください。
行き先は【A-10：志木駅東口】までですね。

【乗車中】
アンケートにご協力ください。

【降りる時】
到着しました。利用料金は〇〇〇円です。



デマンド交通利用のQ & A

<登録について>

Q登録したらその日から利用できますか。

A利用登録証をご自宅に郵送しますので、登録申請書を提出してから、1週間程度かかります。お手元に利用登録証が届いてからご利用ください。

Q登録証の有効期限はありますか。

A妊婦の方は出産予定日の1ヶ月後、未就学児は小学校に入学する年の3月31日までが有効期限となり、利用登録証にも記載されています。

Q志木市内で住所が変更になったのですが、どうすればよいですか。

A市役所の都市計画課で、住所変更の手続きをしてください。

Q住所地は他市で志木市内の福祉施設に入居していますが登録できますか。

A志木市に住民登録がなければ登録できません。

<予約>

Q予約料とは何ですか。

A日時を指定して予約するとかかる料金です。日時の指定をせずに、ご利用直前に連絡する場合には、予約料はかかりません。

Q予約はどのくらい前からできますか。

A利用日の1週間前から予約できますが、各タクシー会社の配車状況等によりお受けできない場合もあります。

Qタクシー会社に予約の連絡をしたら断られました。

Aタクシー会社の配車状況や天候、鉄道等の運行状況などにより、お受けできない場合もありますので、ご了承ください。

<利用料金の支払い>

Q福祉タクシー券との併用はできますか。

A福祉タクシー券との併用はできません。

Q領収書は発行されますか。

Aデマンド交通の利用料金の領収書を発行できます。

Q障がい者割引は適用されますか。

A一部適用されます(迎車料金、予約料は対象外)。その場合の利用料金は、障がい者割引(1割)適用後のタクシー料金で算出されます。

Q同じ区間を利用するのに料金が違うのはなぜですか。

Aタクシー料金は距離だけでなく時間でも料金が加算される仕組みとなっています。そのため、信号待ちや渋滞により目的地までの到着に時間がかかってしまった場合は同じ区間を利用しても料金に差が出る場合があります。

<利用について>

Q何処でも乗り降りできますか。

A志木市デマンド交通では乗り降りできる場所は、自宅と共通乗降場のみとなり、それ以外の場所で乗り降りすることはできません。

Q街中を走行しているタクシーや駅前に停まっているタクシーをデマンド交通として利用できますか。

A街中を走行しているタクシーや駅前に停まっているタクシーをデマンド交通として利用することはできません。必ずタクシー会社に連絡しオペレーターを通して配車してもらってください。

Q幼稚園に子どもを迎えに行くために保護者だけで利用できますか。

A保護者だけの利用はできません。

Q家族や友人と同乗できますか。

A家族や友人が利用登録者同士で、同じ場所から乗車し、同じ場所で降車する場合は、同乗することができます。また、介助が必要な場合と未就学児が乗車する場合、介護者や保護者(16歳以上)は、利用登録証がなくても同乗できます。なお、未就学児と保護者が同乗する場合、小学生までの兄弟姉妹も同乗できます。

Q同乗できる介助者(保護者)は家族のみですか。

A介助者(保護者)は家族の方でなくても大丈夫です。

Q未就学児の子の上に兄弟がいるが、一緒に乗ることはできますか。

A16歳以上の保護者と一緒に小学生までの兄弟姉妹は同乗できます。

Q利用回数の制限はありますか。

A利用回数の制限はありません。

Q利用するときに利用登録証を忘れましたが、利用できますか。

Aデマンド交通として利用する場合は利用登録証を確認しておりますので、利用登録証を忘れた場合は、通常のタクシーとしての利用(料金)となります。

Q利用登録証を無くしてしまったのですが、どうすればよいですか。

A市役所の都市計画課で、再発行の手続きをしてください。

Q事前連絡後、都合により取りやめる時は?

A早めにタクシー会社に、必ず連絡をしてください。また、利用をキャンセルする場合は、キャンセル料が発生する場合があります。

志木市デマンド交通利用案内

志木市デマンド交通とは、交通弱者の移動手段の確保及び利便性の向上を図るため、既存のタクシーを活用して、利用したい場所や時間への要望（デマンド）を受け、自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場、または共通乗降場間を低額で利用できる事前連絡制の公共交通サービスです。



利用できる方

- 志木市に住民登録をしている65歳以上の方、障がい者等^{*1}、要介護等認定者、妊婦^{*2}、未就学児^{*3}。
 - ※1 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で手帳の交付を受けている方、および難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律の対象となる疾病に該当する方）です。
 - ※2 出産予定日+1か月まで利用できます。
 - ※3 未就学児のみの乗車はできません。16歳以上の保護者などと同乗が必要です。また、小学校に入学する年の3月31日まで利用できます。
 - ※4 外国人の方で、特別永住者以外の方は、在留期間満了日が有効期限となります。延長される場合は再度届出が必要です。



利用のしかた



- デマンド交通を利用するには、事前に電話での連絡が必要となります。
- 利用日の1週間前から電話連絡ができます。
- タクシー会社に直接電話をしてください。
 - (有)志木合同タクシー 048-471-0033
 - 三和富士交通(株) 049-274-4000
 - 昭和交通(株) 048-461-0059（日時指定予約の場合、三和富士交通(株)、昭和交通(株)では、予約料420円かかります。
※タクシー会社の配車状況によって、ご希望の日時にお受けできない場合があります。）

利用登録証

利用登録のしかた

利用するには、事前に利用登録が必要です。

- 申請により、(本人等の)利用登録証を発行します(利用登録証の発行までに約1週間程度かかります)。
- 利用登録証は、事前連絡時や利用時に必要となります。
- 利用登録される方は、利用登録申請書を都市計画課に提出してください。(郵送・FAX可)
- 柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所(仮設)、第1庁舎(子ども支援課、長寿応援課、福祉課)、健康増進センターにも提出することができます。

※利用登録申請書の内容は、記載内容を確認し、志木市デマンド交通を運行するタクシー会社と共有します。

利用できる時間

月曜日から土曜日までの
8時30分から17時まで

※日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)は事前連絡の受付、運行とも行いません。

利用料金



タクシー料金	利用料金(1台1回)
1,000円未満	300円
1,000円以上 1,500円未満	500円
1,500円以上	1,000円

※令和2年2月のタクシー料金の改定に伴い、迎車料金300円がかかります。詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

デマンド交通を日時指定予約でご利用の場合、予約料420円がタクシー料金に加算されます。

そのため、初乗り運賃500円のみ利用であっても、タクシー料金が1,000円を超えるため、利用料金は500円となりますのでご注意ください。(日時指定せず、ご利用直前の連絡の場合には、予約料420円はかかりません)

例：予約料(420円) + 迎車料金(300円) + 初乗り運賃(500円) = 1,220円 → この場合、利用料金は500円となります。